

# 平成27年第10回霧島市農業委員会定例総会

平成27年 10月21日(水)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、  
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、  
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、  
36番委員、 37番委員

|      |         |         |         |         |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 出席職員 | 事務局長    | 砂 田 良 一 | 農地グループ長 | 堀ノ内 敬 久 |
|      | 振興グループ長 | 内 田 大 作 | 主 査     | 宮 原 博 和 |
|      | 主 査     | 若 林 優   | 主任主事    | 中 吉 哲 平 |
|      | 主任主事    | 有 村 大   | 主 事     | 江 藤 俊 志 |
|      | 主任主事    | 田 上 政 明 |         |         |

## 議事日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 3 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 4 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 5 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 6 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「あっせん申出」について

「開 会 午前 10時05分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第10回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。13番委員、14番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[10件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告5件、使用貸借権通知報告が1件の計6件が提出されております。また、平成26年7月の定例総会にて許可されました、国分\*\*\*\*番外1筆の共同住宅建設を転用目的とする5条許可の1件ですが、9月25日付けで許可の取消しが提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転1件、利用権設定の賃借権23件、使用貸借権4件の計27件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用

権設定のうち21件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の6件について審議を行います。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の国分の1番、19番委員。

○19番委員

1号所有権移転の1番を報告します。

本件については、農地売買等事業により、譲渡人の鹿児島県地域振興公社と、譲受人との間で、申請地2筆合計\*\*\*\*円にて協議が整い、所有権移転に係る計画書が平成27年9月某日に提出されました。以下、譲受人が農地売買等事業にて所有権移転を受ける要件を、備えているか否かについて報告いたします。

譲受人は認定農業者であり、現在95,018㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定、12番、14番委員。

○14番委員

1号12番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,848㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、36番委員。

○36番委員

1号14番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,260㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、13番委員。

○13番委員

1号15番を報告します。

借人は、現在、102,972㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。本件は8月のあっせん貸付希望分です。以上です。

○議長（会長）

20番と21番、10番委員。

○10番委員

1号20番と21番を報告します。

借人が同人の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、62,819㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

1号27番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10,425㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転の20件が提出されましたので、審議を求めます。議案書記載順に、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、3番委員。

○3番委員

2号1番を報告します。

申請地は牧内公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,488㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、6番委員。

○6番委員

2号2番を報告します。

申請地は国分北小学校の北西に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は15,020㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、29番委員。

○29番委員

2号3番を報告します。

申請地は上小川小学校の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,679㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、16番委員。

○16番委員

2号4番と5番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は上野原テクノパークの東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は10,962㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番から11番、7番委員。

○7番委員

2号6番から8番を報告します。

受人が同人の為、まとめて報告します。

申請地は溝辺小学校の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20,140㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号9番を報告します。

申請地は竹子小学校の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20,586㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号10番を報告します。

申請地は竹子小学校の東に位置しており、現況は畑である。申請地には\*\*\*\*さんが平成30年10月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は19,844㎡であり、そのうち9,265㎡は桜島にあるが、下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号11番を報告します。

申請地は宮川内公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,534㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、32番委員。

○32番委員

2号12番を報告します。

申請地は宮久公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,113㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、4番委員。

○13番委員

2号13番を報告します。

申請地は安良小学校の南西に位置しており、現況は畑と田である。申請地7筆のうち6筆は所有権以外の使用収益権は設定されていないが、\*\*\*\*番については\*\*\*\*さんが平成37年2月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は耕運機はあるがその他農機具については知人から借りるとの事です。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,859㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、10番委員。

○10番委員

2号14番を報告します。

申請地は正牟田活性化センターの南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,202㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、11番委員。

○11番委員

2号15番を報告します。

申請地は野上自治公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は6,083㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思わ



れるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

16番と17番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

2号16番を報告します。

申請地は市営姫城団地の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,990㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号17番を報告します。

申請地は市営姫城団地の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は50,890㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番と19番、14番委員。

○14番委員

2号18番を報告します。

申請地は隼人松永地区公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,146㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

2号19番を報告します。

申請地は餅田公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、

農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,077㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

○議長（会長）

20番、11番委員。

○11番委員

2号20番を報告します。

申請地は牧之原小学校の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は14,260㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第2号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の7件が提出されました。なお、隼人の6番は取り下げられました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。農振除外、国分の1番、29番委員。

○29番委員

3号1番を報告します。

申請地は黒石公民館の南に位置しており、現況は山林である。申請地の北は山林、南は畑、東は畑、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、35番委員。

○35番委員

3号2番を報告します。

申請地は国分北小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は道路、東は田、西は田である。除外目的は、一般住宅1棟及び貸家3棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に接続していない。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはあると思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはあると思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、11番委員。

○ 1 1 番委員

3号3番を報告します。

申請地は国分北小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は宅地、南は道路、東は宅地、西は田である。除外目的は、貸家2棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に接続していない。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはあると思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはあると思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、35番委員。

○ 3 5 番委員

3号4番を報告します。

申請地は国分北小学校の北に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は田、東は田、西は道路である。除外目的は、貸家4棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはあると思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはあると思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、11番委員。

○ 1 1 番委員

3号5番を報告します。

申請地は姫城地区公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は田と道路、南は田、東は田、西は道路である。除外目的は、713㎡のうち500㎡に一般住宅1棟を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に接続していない。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はあると思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはあると思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはあると思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。以上のような理由により、除外は認めがたいと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、2番委員。

○2番委員

3号7番を報告します。

申請地は糸走公民館の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は畑、南は道路と原野、東は畑、西は道路である。除外目的は、事務所及び駐車場を建築するものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に1辺接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の国分の1番及び単人の7番は許可、国分の2番から国分の5番までは不許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の国分の1番及び単人の7番は許可、国分の2番から国分の5番までは不許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第4号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。溝辺の1番、2番委員。

○2番委員

4号1番を報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の東は宅地、西は畑、南は畑、北は道路である。転用目的は事務所及び駐車場を建設するものである。農地区分は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。家庭用排水は浄化槽を通じて既存の側溝に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、4番委員。

○4番委員

4号2番を報告します。

申請地は隼人工業高校グラウンドの南に位置しており、現況は5条宅地である。申請地の東は宅地と道路、西は道路、南は道路、北は畑である。転用目的は一般住宅を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて排水路に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。36番員。

○36番委員

溝辺の1番の当初計画者ですが、昨年も別途で同様に競売物件の農用地を3筆取得されているが、まだ何もされていないようですので、注視をしていきたいと思っており、事務局にもお願いいたします。

○議長（会長）

ほかにありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

△ 議案第5号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、29番委員。

○29番委員

5号1番について報告します。

申請地は芦谷公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成26年8月頃、事務所、車庫及び駐車場を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済の為不要。法定小作人なし。転用目的は事務所、車庫及び駐車場にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は296㎡であり、また、隣接地の宅地176㎡を一体利用するもので、全体計画面積は472㎡である。事務所、車庫及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、4番委員。

○4番委員

5号2番について報告します。

申請地は平和自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件に

も該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農家住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は127㎡であり、また、隣接地の宅地465.57㎡を一体利用するもので、全体計画面積は592.57㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は河川、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

5号3番について報告します。

申請地は栗下公民館の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成5年頃、造成してしまったという経緯書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済の為不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は275㎡であり、また、隣接地の宅地682.93㎡を一体利用するもので、全体計画面積は957.93㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地と畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、2番委員。

○2番委員

5号4番について報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の東に位置し、現況は宅地である。なお、平成26年2月頃、農業用倉庫等にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済の為不要。法定小作人なし。転用目的は農業用施設を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は969㎡であり、農業用施設用地として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地と山林、西は道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、4番委員。

○4番委員

5号5番について報告します。

申請地はJR隼人駅の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。



計画面積は148㎡であり、車6台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するという事に決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第6号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請25件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、単人の17番が取下げられています。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番を11番委員。

○11番委員

6号1番について報告します。

申請地は青葉小学校の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接

続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸事務所、貸倉庫及び貸駐車を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は331㎡であり、貸事務所、貸倉庫及び貸駐車に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田の残地と宅地、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、35番委員。

○35番委員

6号2番について報告します。

申請地は舞鶴中学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所、一般住宅及び共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,904㎡であり、事務所、一般住宅及び共同住宅を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、6番委員。

○6番委員

6号3番について報告します。

申請地は国分北小学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,023㎡であり、車32台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番から7番、12番委員。

○12番委員

6号4番について報告します。

申請地は国分駅の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,002㎡であり、共同住宅を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は不耕作地、南は宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号5番について報告します。

申請地は国分奈良田団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は605㎡であり、宅地分譲2区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第2種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は水路と道路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号6番について報告します。

申請地は松木公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は510㎡であり、宅地分譲2区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号7番について報告します。

申請地は国分中央公園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は204㎡であり、また、隣接地の宅地254.13㎡を一体利用するもので、全体計画面積は458.13㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑と雑種地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、29番委員。

○29番委員

6号8番について報告します。

申請地は南国分郵便局の南に位置し、現況は不耕作地である。なお、平成16年4月頃、一部盛土してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,576㎡であり、建売住宅6棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地と水路、西は水路、南は宅地、北は道路と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、35番委員。

○35番委員

6号9番について報告します。

申請地は敷根東集会場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は車置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は781㎡であり、車29台分の車両置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は雑種地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、30番委員。

○30番委員

6号10番について報告します。

申請地は国分海浜公園の北に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地から300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は928㎡であり、貸資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をと

るため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、26番委員。

○26番委員

6号11番について報告します。

申請地は霧島市消防局溝辺分遣所の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は465㎡であるが、区画整理地区内の仮換地で、実測面積は369.01㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は道路と畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、2番委員。

○2番委員

6号12番について報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は事務所及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,323㎡であり、事務所及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、4番委員。

○4番委員

6号13番について報告します。

申請地は成政地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は7,367㎡であ

り、太陽光パネル1, 568枚、総出力392kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路と宅地、西は山林と墓地、南は畑と宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番と15番、3番委員。

○3番委員

6号14番について報告します。

申請地は小浜地区公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。この案件は、申請地への進入路が十分に確保されておらず、農地法第5条第2項第3号に該当すると思われるため不許可相当と思われる。

6号15番について報告します。

申請地は小浜小学校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は378㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路と水路、西は田と道路、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、28番委員。

○28番委員

6号16番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,163㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は水路と不耕作地、西は水路、南は里道、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、2番委員。

○2番委員

6号18番について報告します。

申請地は住吉運動公園の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は396㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地、南は里道、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

19番、4番委員。

○4番委員

6号19番について報告します。

申請地は市営第2菩提寺団地の南に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は168㎡であり、また、隣接地の宅地337.96㎡を一体利用するもので、全体計画面積は505.96㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるが、同敷地内に2所帯の住居を建設するものであり妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番と21番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

6号20番について報告します。

申請地は市営東郷団地の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は484㎡であり、宅地分譲2区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は田、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号21番について報告します。

申請地は中須西公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は977㎡であり、また、隣接地の宅地115.66㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,092.66㎡である。宅地分譲3区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は田、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、3番委員。

○3番委員

6号22番について報告します。

申請地は西光寺公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は667㎡であり、太陽光パネル189枚、総出力47kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は河川、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番から25番、4番委員。

○4番委員

6号23番について報告します。

申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は721㎡であり、宅地分譲2区画を建設し利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号24番について報告します。

申請地は隼人図書館の北に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定め



られている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は665㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田と宅地、西は宅地、南は道路と宅地、北は田と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

6号25番について報告します。

申請地は隼人工業高校グラウンドの南に位置し、現況は5条申請地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は499㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路と宅地、西は道路、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。16番委員。

○16番委員

24番の超過面積理由書の主な内容を教えて下さい。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

超過面積理由書の主な内容ですが、通路部分の面積が相当含まれていることによるものです。申請地は幹線道路から少し奥まった場所にあり、細長い通路の先にあることから、500㎡を超えたということになります。

○16番委員

了解しました。

○議長（会長）

他にありませんか。31番委員。

○31番委員

14番と16番の受人からの申請は、これまでも山林という申請があったと思いますが、今回駐車場の申請が出ているのはどういう意味があるのか、また、受人の現在の状況を教えて下さい。

○議長（会長）

事務局。

○宮原主査

現在把握している内容を報告します。先月も同受人について質問がありましたので、これまで申請のあった場所について現場を確認してまいりました。結果を申しますと、申請どおりに植林されており、工事完了報告書も出されている、という状況です。今のところ申請どおりの履行がされており、具体的な問題も生じていないと、地区担当委員とも連携をとり確認をしているところであります。31番委員より質問のありました隼人の14番の駐車場についてですが、申請地は小浜の海水浴場に面した場所にあります。廃屋があり、また、廃屋に隣接した所に畑地目があります。申請の内容は、廃屋を改装して海の家を活用するものであり、畑部分を駐車場として利用するというものであります。申請地に行くには細い道路を歩いて行くのですが、確認しましたところ、軽自動車がようやく通れるほどの道幅であり、海の家への通路としてワンボックスカーや緊急車両等の進入を考えますと、現在の道幅では対応出来ないのではと思われ、申請人等へ確認しましたが、不許可もやむを得ない、との回答でした。

○議長（会長）

31番委員。

○31番委員

了解しました。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、隼人の14番を除く23件の転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、隼人の14番は不許可とし、残る23件の転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

△ 議案第7号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第7号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望2件、借受希望4件の計6件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、溝辺の1番、27番委員。

○27番委員

売渡希望、7号1番を報告します。

申請地は土地改良のされた優良農地であり、畑かんも整備されており便利な場所です。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

2番、36番委員。

○36番委員

1番に同じく基盤整備がされた優良農地であり、畑かんも整備されております。あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の1番、36番委員。

○36番委員

平成27年6月に鹿児島空港関係の転用により経営農地が縮小したとのことですので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

2番、7番委員。

○7番委員

2,000㎡以上のほ場という希望であり、中々厳しい所もありますが、今後、出てきましたらすぐにあっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）  
3番、5番委員。

○5番委員  
2, 000㎡以上を希望されており、当地区はその面積で基盤整備をされた場所がありませんので、あっせんは受けがたいです。以上です。

○議長（会長）  
4番、33番委員。

○33番委員  
若い新規就農者でやる気も見られますので、あっせんを受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）  
ただいま調査委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）  
これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案7号「あっせん申出について」の売渡希望2件、借受希望、横川の3番を除く3件の計5件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）  
賛成多数であります。よって、議案第9号「あっせん申出について」の売渡希望2件、借受希望、横川の3番を除く3件の計5件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望、溝辺の1番を27番委員と13番委員に、2番を36番委員と29番委員に、借受希望、溝辺の1番を36番委員と14番委員に、横川の2番を7番委員と27番委員に、霧島の4番を33番委員と1番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきます。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年10月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

これで平成27年第10回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午前 11時35分」

番

---

番

---

番

---